

社会福祉法人 創樹会  
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境整備のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標

育児休業からの復職者に対する適切なマネジメント・育成等に関する年に2回の研修が受講できる体制を整備する。

3. 取組内容と実施時期

①令和4年4月～ 諸制度の情報や就労継続のための労働契約を相談する体制を整え、法人内で広報する。